

公益社団法人 日本河川協会 定款

沿革	創立	昭和15年11月16日
	社団法人許可	昭和27年 3月18日
改正	昭和27年 4月	
	昭和28年 6月	
	昭和38年 4月	
	昭和48年 7月	
	昭和59年 7月	
	昭和61年 8月	
	平成 2年 6月	
	平成 9年12月	
	平成13年 1月	
	平成15年 6月	
	平成16年 8月	
	公益社団法人認定	平成23年 4月 1日
	改正	令和 元年 5月31日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本河川協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

- 2 本協会は、社員総会の決議を経て、従たる事務所（以下「支部」という。）を必要な地に置くことができる。
- 3 支部の組織その他に関しては、理事会の決議を経て別に定める規則に基づき、当該支部が定めるものとする。

(目的)

第3条 本協会は、国民にとって安全かつ快適で自然豊かな河川のあり方を探求し、河川に関する情報の交流と知識の普及に努めるとともに、河川整備及び関連諸活動を支援することにより河川文化の発展に寄与し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 河川に係わる個人、法人、団体、学会、行政等相互間の意見交換及び交流の場の運営
 - (2) 河川に関する情報の提供及び知識の普及
 - (3) 行政及び関係団体等への提言
 - (4) 安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するために必要な調査・研究
 - (5) 前号に掲げる河川を実現するために必要な河川整備及び河川愛護・水防等関連諸活動への支援・助成
 - (6) 河川に関する受託調査・研究
 - (7) 河川に関するセミナー、シンポジウム、研修等の開催
 - (8) 河川に関する図書その他の印刷物の刊行
 - (9) 河川に関する表彰、コンクールの実施及び支援
 - (10) 国際会議、学会、協会その他本協会の目的に適合する団体への参加・協力
 - (11) その他本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第2章 会員

(種別)

第5条 本協会の会員は、正会員及び特別会員の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員は、本協会の目的に賛同して入会した者で、次に掲げるものとする。
 - イ 一種正会員 地方公共団体及び地方公共団体で構成される団体
 - ロ 二種正会員 個人
 - ハ 三種正会員 法人及び団体
- (2) 特別会員は、本協会に功労のあった者又は学識経験者で、社員総会において推薦された者とする。

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその承認の可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。
- 3 一種正会員及び三種正会員にあっては、団体等の代表者として本協会に対してその権利を行使する者（1名に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 4 指定代表者を変更した場合は、速やかに、理事会の決議を経て会長が別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人及び団体が消滅したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員は、理事会の決議を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議に基づき、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会の決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。
 - (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 会員としての重要な義務を履行しないとき。
 - (4) その他正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名したときは、会長は、当該会員に対して、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定により資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第12条 本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(議決権の数)

第14条 正会員の議決権は、一種正会員、二種正会員、三種正会員にかかわらず、社員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員から、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、社員総会の招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求をした正会員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集したとき。

(招集)

第17条 社員総会は、前条第2項第3号の規定により正会員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。

- 2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に社員総会を招集しなければならない。
- 3 会長(前条第2項第3号の規定により正会員が招集する場合には、当該正会員)は、社員総会の日の14日前までに、正会員に対して、社員総会の日時、場所、目的事項及び法令で定める事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事がこれにあたる。

(定足数)

第19条 社員総会は、総正会員の議決権総数の過半数の議決権を有する正会員の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 20 条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席正会員の議決権総数の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第 21 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとに提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第 22 条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使できる。この場合においては、正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時までに当該記載した議決権行使書面を本協会に提出しなければならない。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 23 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第 4 章 役員等

(種類及び定数)

第 24 条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20 名以上 30 名以内
- (2) 監事 3 名以内

2 理事のうち、1 名を会長、1 名以上 3 名以内を副会長、1 名を専務理事、1 名を常務理事とし、6 名以上 15 名以内を常任理事とすることができる。

3 前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 1 号の代表理事とし、専務理事、常務理事及び第 26 条第 7 項の業務を分担執行する理事をもつて同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任等)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事は正会員（一種正会員及び三種正会員にあっては指定代表者）の中から選任するものとする。ただし、理事のうち 10 名は正会員以外の者から選任することができる。
- 3 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 理事及び監事に異動があったときは、2 週間以内にその主たる所在地において変更の登記をし、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

- 第 26 条** 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 2 副会長は、本協会を代表し、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順序に従い、その業務を執行する。
 - 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を執行する。
 - 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を分担執行する。
 - 5 常任理事は、常任理事会を組織し、第 36 条第 2 項に定める職務を行う。
 - 6 理事は、理事会を構成し、第 36 条第 1 項に定める職務を行う。
 - 7 理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事以外の理事の中から、本協会の業務を分担執行する理事を選定することができる。
 - 8 会長、副会長、専務理事、常務理事及び前項の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規定による。
 - 9 会長、副会長、専務理事、常務理事及び第 7 項の業務を分担執行する理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第 27 条** 監事は、次の各号に掲げる職務を行い、かつ、監査報告を作成しなければならない。
- (1) 本協会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 理事の職務執行状況を監査すること。
 - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
 - (4) 理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると

認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。

- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の請求の日から 5 日以内に、その請求があつた日から 14 日以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。
- (7) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるとときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (8) 理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対して、その行為をやめることを請求すること。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限行使すること。

(任期)

第 28 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残余期間とする。
- 3 役員は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 29 条 役員は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議によらなければならない。

(報酬等)

第 30 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。その支給基準については、社員総会の決議を経て別に定める。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。その場合の支給基準については、社員総会の決議を経て別に定める。

(競業及び利益相反取引の制限)

第 31 条 理事は、次の各号に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己または第三者のために本協会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己または第三者のために本協会と取引をしようとするとき。

- (3) 本協会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、本協会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員の損害賠償責任)

- 第32条** 本協会は、一般社団・財団法人法第113条第1項の規定により、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、役員の同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第113条第1項第2号に掲げる額（以下「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 本協会は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、役員の同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 3 本協会は、一般社団・財団法人法第115条第1項の規定により、外部役員との間に、同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、一般社団・財団法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

(名誉会長)

- 第33条** 本協会は、名誉会長の称号を授与することができる。
- 2 名誉会長は、本協会に特に功労があった者の中から、理事会において任期を定めた上で推薦し社員総会において決定する。

(参与)

- 第34条** 本協会に、参与を置くことができる。
- 2 参与は、会長が委嘱する。
- 3 参与は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 4 参与には第28条第1項及び第30条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「参与」と読み替えるものとする。

第5章 理事会及び常任理事会

(構成)

- 第35条** 本協会に、理事会及び常任理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。

(権限)

- 第36条** 理事会は、法令及びこの定款で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。
- (1) 社員総会の招集に関する事項
 - (2) 本協会の業務執行の決定
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事及び第26条第7項の業務を分担執行する理事の選定及び解職
- 2 常任理事会は、会員の入会の可否及び理事会の決議により委任されたその他の事項を審議する。
- 3 前項の規定により常任理事会が審議した事項は、理事会に報告し、その承認を受けなければならない。
- 4 理事会は、次の各号に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を常任理事会及び各理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 本協会の業務の適性を確保するための体制の整備
 - (6) 第32条第2項の規定に基づく役員の責任の免除

(種類及び開催)

- 第37条** 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第27条第5号の規定により、監事から会長に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は同条第6号の規定により監事が理事会を招集したとき。
- 4 常任理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(招集)

- 第38条** 理事会及び常任理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び第4号後段の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会

長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号の規定による請求があったときは、その請求があった日から14日以内の日に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会及び常任理事会を招集する者は、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、理事会及び常任理事会の日の7日前までに通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、理事会があらかじめ定めた方法により通知することができる。

(議長)

第39条 理事会及び常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事又は常任理事がこれにあたる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 常任理事会は、常任理事会を構成する理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 常任理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(理事会及び常任理事会の決議の省略)

第42条 前条の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会又は常任理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第43条 理事会及び常任理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、理事会においては理事会に出席した代表理事及び監事が、常任理事会においては常任理事会に出席した代表理事及びその会議において選任された議事録署名人が、署名及び押印をしなければならない。

第6章 財産及び計算

(財産の構成)

第44条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の維持管理、処分及び運用)

第45条 財産の維持管理、処分及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て別に定める財産管理運用規定によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第46条 会長は、毎事業年度開始日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を得て、直近の社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 会長は、前項の規定による事業計画書及び収支予算書を、毎事業年度開始日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長は、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第6号については承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 正味財産増減計算書
(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
(6) 財産目録
2 前項の計算書類等並びに財産目録については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
3 本協会は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第48条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、これを決する。
2 本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、社員総会において、

総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、これを決する。

(会計の原則)

第49条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

(事業年度)

第50条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第51条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開する。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第52条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告方法)

第53条 本協会の公告は、電子公告により行う。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第54条 この定款は、第57条に規定する公益目的取得財産残額の贈与を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、これを変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第55条 本協会は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 56 条 本協会は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由により解散するほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 57 条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、本協会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは同法第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 58 条 本協会が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会において、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、本協会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは公益法人認定法第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 59 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(帳簿及び書類の備置き)

第 60 条 本協会の主たる事務所には、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。なお、当該帳簿及び書類は、法令の定めに従い保存しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 事業計画書
- (6) 収支予算書

- (7) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (8) 社員総会、理事会及び常任理事会の議事録
 - (9) 事業報告書
 - (10) 収支計算書
 - (11) 貸借対照表
 - (12) 財産目録
 - (13) 正味財産増減計算書
 - (14) 附属明細書
 - (15) 監査報告書
 - (16) 役員報酬等の支給基準
 - (17) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第 51 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 10 章 條則

(委任)

第 61 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、社員総会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の登記を行ったときは、第 50 条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の設立の登記日現在の理事及び監事並びに常任理事は次に掲げる者とする。
理 事 青山 俊樹、安中 徳二、石井 弓夫、泉谷 伸夫、庵原 宏義、岡本 正男、
久住 時男、近藤 隆之、小室 広佐子、佐藤 年緒、七戸 克彦、杉山 恵一、
高橋 健文、高橋 万里子、野澤 英之助、別府 征二郎、福井 淳太、
藤吉 洋一郎、松田 芳夫、虫明 功臣、村田 瞳昭、山岸 哲、
横枕 篤、靈山 智彦、望月 常好、住吉 豊明
監 事 和里田 義雄、津野 三夫
常任理事 青山 俊樹、安中 徳二、石井 弓夫、岡本 正男、村田 瞳昭、山岸 哲
- 4 本協会の最初の会長を虫明功臣、副会長を松田芳夫及び高橋健文とし、以上の 3 名を

代表理事とする。また、専務理事を望月常好、常務理事を住吉豊明とし、以上の2名を業務執行理事とする。

附 則（令和元年5月31日）

(施行期日)

1 この定款の変更は、令和元年5月31日から施行する。